

栄養成分表示セルフチェックシート

商品名 _____

次の各項目(□)について、表示ができていないか、チェック「✓」を入れてみてください。

※「p○」は、消費者庁作成「〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の該当ページを記載しています。チェックシート利用時にはこちらをご参照ください。

- ☐ 「栄養成分表示」と表示できているか p22
- ☐ 食品単位(100g、100ml、1食分(量を併記)、その他の1単位のいずれか)が表示できているか p22
- ☐ 熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量が表示できているか
※順番もこのとおり p22
- ☐ ナトリウム量(mg)を、食塩相当量(g)に換算して表示できているか p22
《換算式》 ナトリウム(mg)×2.54÷1000＝食塩相当量(g)
- ☐ 食塩相当量(g)の表示値は、小数第1位まで表示できているか
※注意:食品100g当たりのナトリウム量が5mg以上の場合は、有効数字1桁以上の表示が必要 p26
- ☐ 栄養成分の単位は正確に表示できているか p22、p45～47
- ☐ 合理的な推定により得られた表示値であることを表す場合、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかを含む文言が表示できているか p35
- ☐ 文字の大きさは、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント(約2.8mm)以上であるか
※表示可能面積が150cm²以下の場合は5.5ポイント以上 p30

(参考)食品表示基準 別記様式2

- ・その他、表示方法の詳細について p22～31
- ・食品表示基準に規定される栄養成分及び熱量(食品表示基準別表第9) p2、p45～47
- ・加工食品・生鮮食品・添加物における栄養成分表示の規定 p3～9
- ・栄養成分表示を省略できる場合又は要さない場合について p4～6
- ・栄養強調表示をする場合の表示方法、基準(食品表示基準別表第12及び13) p10～16、p51、52

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

※本チェックシートは、栄養成分表示すべてのルールを網羅しているものではありません。
ガイドラインに記載されているその他の内容、法令等も併せてご確認ください。

※食品の表示作成に際しては、別紙「食品表示セルフチェックシート」もご活用ください。

食品表示に関する責任は事業者の皆様にあることをご理解の上、表示を作成してください。

栄養表示相談窓口

《安全衛生課》 ☎088-621-2110 (徳島市万代町1-1)

《地域の相談場所》

東部保健福祉局(徳島保健所)
☎088-602-8904

南部総合県民局保健福祉環境部(美波保健所)
☎0884-74-7375

東部保健福祉局(吉野川保健所)
☎0883-36-9017

西部総合県民局保健福祉環境部(美馬保健所)
☎0883-52-1016

南部総合県民局保健福祉環境部(阿南保健所)
☎0884-28-9874

西部総合県民局保健福祉環境部(三好保健所)
☎0883-72-1123